

放射線測定設備の性能検査申請書

東安防発第18号  
令和5年12月26日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号  
氏名 日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛

原子力災害対策特別措置法第11条第5項の規定により、次のとおり放射線測定設備の性能検査を申請します。

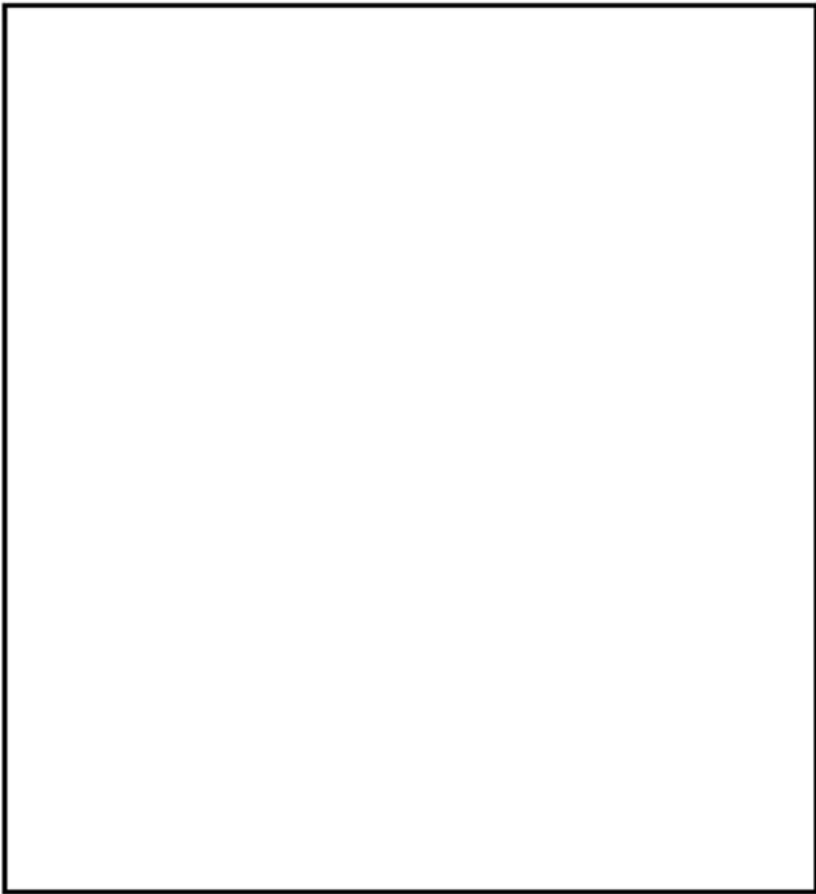
原子力事業所の名称及び所在地	東海発電所 茨城県那珂郡東海村白方1番の1	
原子力事業所内の放射線測定設備	検査対象	1 式 〔モニタリングポストC 東海発電所中央制御室 放射能総合監視盤 東海第二発電所中央制御室 環境監視盤 の更新〕
	その他概要	別紙のとおり

1. モニタリングポスト

- (1) 測定対象 空気吸収線量率
- (2) 設置場所 発電所周辺監視区域境界近傍  
(別図-1 参照)
- (3) 検出器 NaI (Tl) シンチレーション<sup>※1</sup>, 電離箱<sup>※1</sup>
- (4) 測定範囲 NaI (Tl) シンチレーション  
 $10^1 \text{ nGy/h} \sim 10^5 \text{ nGy/h}$   
(中央制御室指示計, 記録計  $10^1 \text{ nGy/h} \sim 10^5 \text{ nGy/h}$ )  
電離箱  
 $10^{-8} \text{ Gy/h} \sim 10^{-1} \text{ Gy/h}$   
(中央制御室指示計, 記録計  $10^{-8} \text{ Gy/h} \sim 10^{-1} \text{ Gy/h}$ )
- (5) 警報設定 計測範囲内で可変
- (6) 測定方法 指示, 記録及び警報<sup>※1</sup>
- (7) 取付個数 2式
- (8) 必要な検査 1式<sup>※1</sup>

※1 : モニタリングポストC, 東海発電所 中央制御室 放射能総合監視盤及び東海第二発電所 中央制御室 環境監視盤の機器を取替たため, 放射線測定設備の検出器の校正確認, 設定された数値にて警報を発することの確認, 放射線量の測定に支障をきたす程度の検出部の損傷が生じていないことの確認, 数値が確実に記録されていることの確認について検査する。なお, 検査範囲については, 別図-2 参照。

発電所敷地周辺付近の放射線測定設備



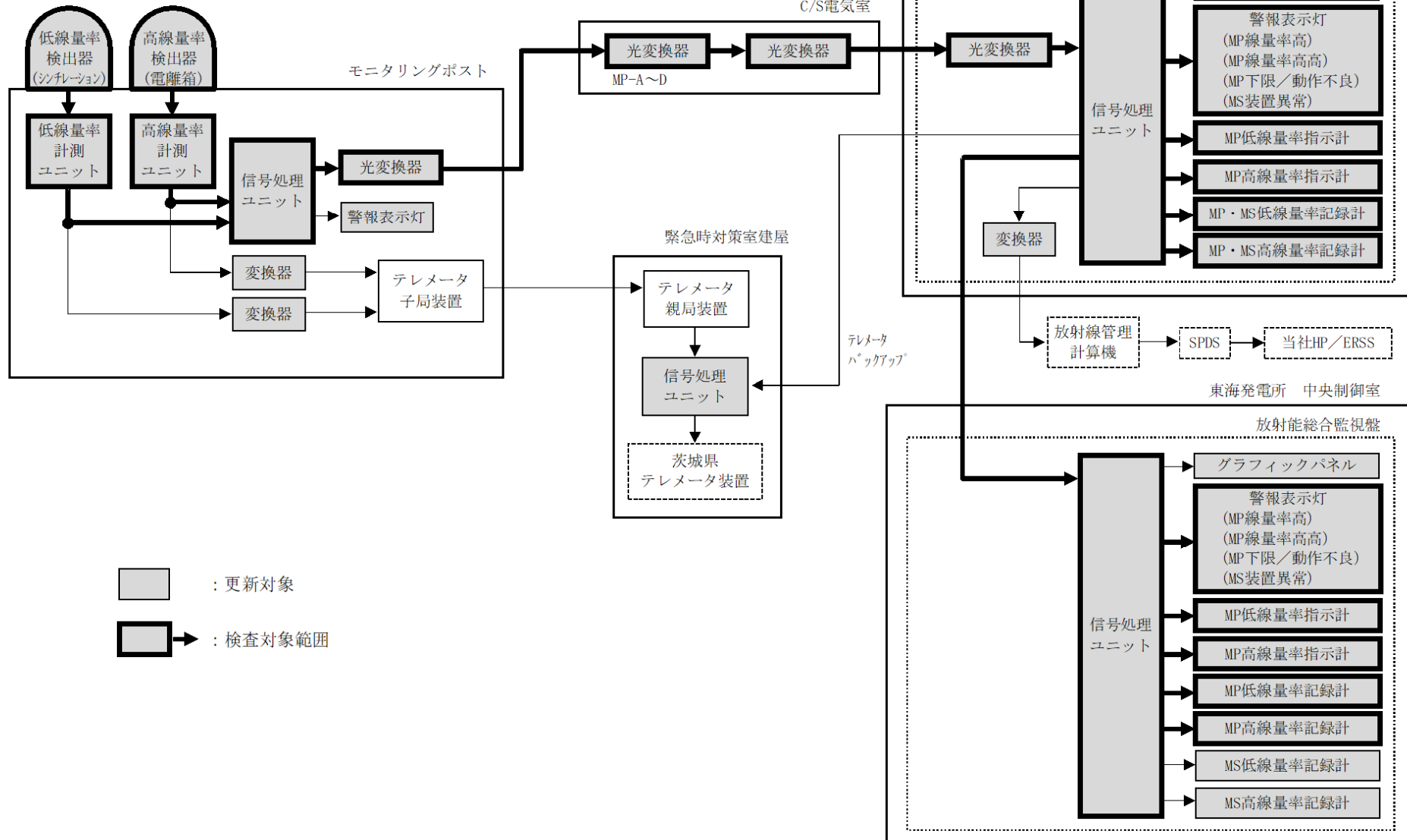
名称	測定対象	測定器機種 (測定レンジ)	点検頻度
モニタリングポストA <sup>※</sup>	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) (10 <sup>1</sup> ~10 <sup>5</sup> nGy/h) 電離箱(10 <sup>-8</sup> ~10 <sup>-1</sup> Gy/h)	1回/年
モニタリングポストC <sup>※</sup>	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) (10 <sup>1</sup> ~10 <sup>5</sup> nGy/h) 電離箱(10 <sup>-8</sup> ~10 <sup>-1</sup> Gy/h)	1回/年
モニタリングステーション留	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) (10 <sup>1</sup> ~10 <sup>5</sup> nGy/h) 電離箱(10 <sup>-8</sup> ~10 <sup>-1</sup> Gy/h)	1回/年
モニタリングステーション船場	空間吸収線量率	シンチレーション (NaI) (10 <sup>1</sup> ~10 <sup>5</sup> nGy/h) 電離箱(10 <sup>-8</sup> ~10 <sup>-1</sup> Gy/h)	1回/年

※：モニタリングポスト（原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備）

枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

     今回の申請対象（モニタリングポストC）

放射線測定設備対象 東海発電所 : モニタリングポストA,C  
東海第二発電所 : モニタリングポストB,D



■ : 更新対象  
■ → : 検査対象範囲

モニタブロック線図